

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
令和5年3月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営仁井田東部地区土地改良事業計画書（区画整理）の写し
- 2 縦覧期間  
令和5年3月27日（月）から同年4月24日（月）まで
- 3 縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎掲示場  
秋田市御野場一丁目5番1号 秋田市南部市民サービスセンター掲示場